

事業事前評価表

国際協力機構人間開発部保健第四チーム

1. 案件名（国名）

国名： タイ王国（タイ）

案件名： 和名 ASEAN 災害保健医療管理に係る地域能力強化プロジェクト

英名 The Phase 2 Project for Strengthening the ASEAN Regional Capacity on Disaster Health Management (ARCH2)

2. 事業の背景と必要性

（1） ASEAN 地域における災害医療分野の現状・課題及び本事業の位置付け

近年、世界各地において自然災害発生の頻度が増加し、甚大な被害をもたらしているが、特に東南アジアは、他地域に比べても自然災害が多発し、その被害規模の大きい地域である。

2004 年、インドネシアのスマトラ沖で発生した巨大地震と未曾有の被害を契機に、東南アジア諸国連合（ASEAN）は、域内の防災及び災害対応強化のため、地域を挙げた取り組みを開始した。2005 年に「ASEAN 防災・緊急対応協定」が合意され、2011 年には ASEAN 防災人道支援調整センターが設立された。さらに、2013 年に「防災協力強化にかかる ASEAN 宣言」、2016 年に ASEAN 宣言「One ASEAN, One Response : ASEAN Responding to Disasters as One」が採択されるなど、効果的な災害対応に向けた域内連携を強化している。

なかでも災害医療に関しては、2015 年以降、ASEAN 保健開発アジェンダの優先課題の一つとして掲げられている。タイ政府は、同課題の政策推進リード国として、タイ国内の災害医療体制を強化するとともに、ASEAN の連携を強化し、域内の災害対応力強化を目指している。しかしながら、ASEAN 構成各国の災害医療に関する理解、実施能力や受援・支援体制には、大きな格差が存在しており、地域レベルでの連携体制の構築や仕組みづくりも推し進めていく必要がある。

一方、我が国は、自然災害多発国として、災害に対する数多くの経験があり、災害医療に関しても、国内災害派遣医療チーム（DMAT）の体制を確立しているほか、国際緊急援助隊（JDR）医療チームの海外派遣実績も多数あり、災害医療の経験や知見を多く有している。

こうした背景から、タイ政府は我が国に対して、国家救急医療機関（National Institute for Emergency Medicine。以下、「NIEM」という。）を実施機関とした ASEAN 地域の災害医療の連携強化に資する技術協力を要請し、2016 年 7 月から 3 年間の予定で「ASEAN 災害医療連携強化プロジェクト」（以下、「ARCH」という。）を開始した。2017 年の第 31 回 ASEAN サミットで採択された「災害医療に係る ASEAN 首脳宣言」（以下、「ALD」という。）には、ARCH による災害医療に関する地域連携の取り組みが盛り込まれ、ARCH は ALD の実現に向けた行動計画（以下、「POA」という。）案の策定を支援した。POA では、災害医療管理に係る地域協同枠組みの強化、マルチセクターの参加など 5 つの優先分野を掲げ、2025 年までに達成を目指す 21 の目標を設定している。ARCH は、ASEAN 各国がこれら重要政策に基づく取り組みを円滑に開始し、軌道に乗せること等を目的に、協力期間を 2021 年 12

月まで延長し、ARCHが開発したASEAN各国の災害医療チームの派遣に係る標準手順書(以下、「SOP」という。)のASEAN制度化、災害医療の能力開発に関する調査の実施等を支援している。また、世界的に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の大流行は、ASEAN各国にも非常事態を引き起こしている。災害医療は、感染症流行時の医療対応も含むため、COVID-19への医療対応に係る好事例の収集やASEAN各国間での知見の共有を、ARCHの延長期間中の活動に追加している。

2021年12月のARCHの終了を控え、今後より一層のPOAの実践と推進に向けて、ASEAN各国、ASEAN事務局、JICA及び我が国の専門家によって議論がなされた。ARCHでは、地域連携と協同の仕組みが開発されたものの、これらが実災害時に确实且つ有効に機能するためには、ARCHで始めた活動の定着、地域連携ツールの改善や新たな共通ルールの整備、各国の災害医療人材の育成が必要な状況であることが確認された。この協議結果を踏まえ、今般、タイ政府から我が国に対して、ARCHの後継となる技術協力の要請がなされた。本要請は、2020年1月に開催されたASEAN災害保健医療管理地域調整委員会の第1回会合において合意されており、「技術協力に関する日本国政府と東南アジア諸国連合との間の協定」(日ASEAN技術協力協定)に基づく案件としても、ASEAN事務局から要請が提出された。

(2) ASEAN地域に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ

我が国は、2013年の日ASEAN特別首脳会議で採択された「日ASEAN友好協力に関するビジョン・ステートメント」において、「貧困を撲滅し、気候変動、災害、都市化及び高齢化社会に起因する問題に対処するために協力を強化する」ことを通じて、人材育成を促進し、社会経済及び環境問題を克服することに貢献することを表明している。さらに、2019年に締結された日ASEAN技術協力協定により、国別の二国間技術協力との連携促進と、ASEAN共同体の発展を支えることが期待されている。本事業は、災害医療にかかるASEAN地域の連携強化を目指すものであり、これらの方針と合致する。

また、本事業は「対タイ王国国別開発協力方針(2020年2月)」の重点分野の一つである「(2) ASEAN域内共通課題への対応」の中の協力プログラム「ASEAN・メコン地域連結性強化、格差是正プログラム」に位置付けられ、「(3) 第三国支援の実施」にも貢献するものである。また、SDGsゴール3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に寄与するほか、ASEAN域内の第三国への支援や災害医療の課題における日タイ及び日ASEANの連携による取り組みの強化は、ゴール17「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」にも貢献する。したがって、本事業を支援する意義は大きい。

(3) 他の援助機関の対応

ASEANでは、保健開発アジェンダ(2021-2025)が策定されており、これを構成する20の優先課題に対し、援助機関が支援を行っている。災害医療に関係する事業としては、ASEAN各国の保健医療非常事態対応センターのネットワーク強化を目的とするASEAN EOC Networkが、マレーシアをリード国として実施中であるが、その活動の一部をカナダ Global Partnership Programが支援している。世界保健機関(WHO)は、緊急医療チームの受け手側の研修を実施しているほか、緊急医療チームの設立を目指す国の支援、緊急医療チ

ームの認定を実施している。

一方、COVID-19 流行以降、感染症対策や保健医療非常事態にかかる新たな取り組みが、域外国や援助機関との協力のもとに開始されつつある。日本政府は、ASEAN 感染症対策センターの設立を前端的に支援するため、日 ASEAN 統合基金による拠出（約 55 億円）を表明するとともに、JICA の技術協力による専門家派遣の検討や研修を実施している。また、アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）は、ASEAN 保健医療非常事態調整システムの構築や、関連する標準手順書の開発を支援する事業を形成中である。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ASEAN 地域、及び同地域での災害医療分野をリードするタイ国において、「ASEAN 災害保健医療管理に係る ASEAN 首脳宣言（ALD）を実施するための行動計画」（POA）の円滑な実行を支援することにより、ASEAN 地域の災害保健医療管理に係る能力の強化を図り、もって ASEAN の災害に強い保健医療システムの確立に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

タイ及び ASEAN 地域

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ASEAN 構成 10 カ国の災害医療関係者、保健・災害医療分野の行政官

最終受益者：ASEAN 構成 10 カ国の国民

(4) 総事業費（日本側）：4.3 億円

(5) 事業実施期間：2022 年 1 月～2026 年 3 月を予定（計 51 カ月）

(6) 事業実施体制：タイ国家救急医療機関（NIEM）及びタイ保健省

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣：

・長期専門家 3 名（合計約 153M/M）：

チーフアドバイザー、災害医療連携強化、業務調整

・短期専門家：災害医療調査

② 研修員受け入れ：

・本邦研修：ASEAN 構成国の災害医療関係者向け指導者研修等

・その他：地域別研修、現地国内研修

2) タイ・ASEAN 地域側

① カウンターパートの配置（タイ）、案件関連地域会議各国委員や担当窓口の配置（タイ以外の ASEAN 構成国）

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

課題別研修「救急・大災害医療コース」（1988年～2008年、JICA 関西）、地域別研修（ミャンマー）「救急・災害医療」（2012年～2013年、JICA 関西）、草の根技術協力「カンボジアの救急医療に係わる研修コース・試験制度の構築と市民への応急処置法の普及事業」（2019年～）に加えて、2020年度に採択された第三国研修（タイ）「プレホスピタルケアにおける救急医療人材育成」を通じて育成された ASEAN 各国の救急・災害医療に携わる人材の活用と連携を図る。

2) 他援助機関等の援助活動

本事業では、WHO が策定する国際標準に則したツール作りやカリキュラム策定を行う等、他援助機関が計画・実施する関連活動と相互補完的かつ相乗効果を上げる支援を行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

③ 環境許認可：特になし

④ 汚染対策：特になし

⑤ 自然環境面：特になし

⑥ 社会環境面：特になし

⑦ その他・モニタリング：特になし

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GI(S)ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由> 本事業は、緊急医療チームのメンバー構成や標準手順書作成などの活動において、ジェンダー視点に立った取組みを行う予定であるため。

(10) その他特記事項

本事業は、日タイ技術協力協定に基づく事業であると同時に、日 ASEAN 技術協力協定に基づく事業として採択される予定である。日タイ技術協力事業として、タイは高いオーナーシップを発揮し、専門家受入れを含めた案件実施体制の確立と必要な予算確保を行うことが期待される。同時に、日 ASEAN 技術協力事業として、ASEAN 各国にも認知され、ASEAN 地域全体との協力が一層推進される。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:

ASEAN において災害に強い保健医療システムが確立される。

(指標及び目標値)

- ・ ASEAN 各国国際緊急医療チームの SOP 及びその他の ASEAN 集团的措置が、ASEAN 域内で発生する大規模災害への対応時に効果的に活用される。
- ・ ASEAN 各国国際緊急医療チームが ASEAN 域内の災害地に迅速に派遣され、被災民

への医療支援活動を効果的に行う。

- ・実災害対応に係る経験と教訓が客観的に分析され、有用な知識として、災害保健医療に係る ASEAN 域内外の意思決定者、学者、実務者間で共有される。
- ・ASEAN 災害保健医療管理研究所が公式に設立され、ASEAN 災害保健医療管理にかかる地域協働の中心機関として機能するようになる。

(2) プロジェクト目標：

ASEAN において災害保健医療管理に係る地域能力が強化される。

(指標及び目標値)

- ・POA に設定されている地域レベル目標のうち、本事業が支援する 12 の目標すべてが達成される。
- ・すべての ASEAN 構成国が、POA に設定されている 7 つの国レベル目標達成に向けて、具体的な進展を果たす。

(3) 成果

成果 1：災害保健医療管理にかかる地域協働枠組みが強化される。

成果 2：災害保健医療管理の枠組みや概念が ASEAN 各国の法制度に統合される。

成果 3：災害保健医療管理に関するナレッジ・マネジメントが強化される。

(4) 活動

活動 1-1：災害医療管理地域調整会議を定期的に行う。

活動 1-2：ASEAN 各国国際緊急医療チームの SOP を定期的に見直し、地域連携合同演習もしくは実災害において試行運用し、必要に応じて改訂する。

活動 1-3：緊急医療チームのデータベースを開発し、毎年更新する。

活動 1-4：ASEAN 各国国際緊急医療チームの ASEAN 集团的措置を開発する。

活動 1-5：地域連携合同演習を毎年実施する。

活動 2-1：ASEAN 各国の緊急医療チーム総合情報を開発し、定期的に見直し、地域連携合同演習で試行運用し、更新する。

活動 2-2：ASEAN 各国の災害保健医療管理にかかる国家政策、戦略、手順書を調査し、評価するとともに提言を行う。

活動 2-3：ASEAN 各国の災害保健医療管理にかかる教育研修体制を調査し、評価するとともに提言を行う。

活動 3-1：災害保健医療管理にかかる基礎コース及び調整コースの標準教育カリキュラムを開発する。

活動 3-2：活動 3-1 で開発したカリキュラムに即した e ラーニング教材を開発する。

活動 3-3：ASEAN 構成国の複数の国において、活動 3-1 で開発したカリキュラムに即した現地国内モデル研修を開催する。

活動 3-4：ASEAN 域内の教育機関と協同し、活動 3-1 で開発したカリキュラムに即した地域モデル研修を開催する。

活動 3-5：ASEAN 学術教育機関のネットワークを設立する。

活動 3-6：2 年に 1 回、災害保健医療管理にかかる地域学術会議を開催する。

活動 3-7：少なくとも毎年 1 件の共同研究を提案し、研究を行う。

活動 3-8：ASEAN 災害保健医療管理学術雑誌／電子紀要を創刊し、年 2 回発行する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ ASEAN の公式地域案件として、ASEAN 常駐代表者委員会から承認される。

(2) 外部条件

- ・ タイ及び ASEAN 各国の災害医療政策に大きな変更がない。
- ・ タイ及び ASEAN 各国が災害医療について優先的に取り組み、本事業に継続的に関与する。
- ・ 本事業実施に影響するような政情や治安不安、感染症の大流行が ASEAN 各国において発生しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

先行案件である ARCH では、事業開始後、ASEAN が主催する地域委員会等への情報共有や、災害医療に関する枠組み形成や人材開発における WHO との連携の重要性が認識されたことで、事業途中より、タイ側実施機関に保健省を加えた。このことにより、ASEAN 広域案件として活動をより円滑に進め、その成果の効果的発信と持続性拡大に繋がった。

また、「バルバドスカリブ災害管理プロジェクト」「中米広域防災能力向上プロジェクト“BOSAI”」等では、地理的に近い複数国を対象とする場合にも、各国の関連政策や体制、能力を把握したうえで、それぞれ段階的な能力向上への支援とアプローチの検討を行うことが望ましいとの教訓を得ている。

本事業では、これら教訓を適用し、引き続き NIEM と保健省をタイ側実施機関とし、効果的な域内連携と調整機能を強化するとともに、ASEAN 各国の災害医療対応能力の底上げに向けて、各国の異なる現状と課題に配慮し、第三国研修等の他のスキームとも連携し、各種研修や地域連携合同演習等の機会を通じた人材育成支援を図る。

7. 評価結果

本事業は、タイ及び ASEAN の開発政策、保健開発課題並びに我が国及び JICA の協力方針に合致しており、また計画の適切性が認められ、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」及びゴール 17「持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」に貢献すると考えられることから、実施の意義は大きい。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了 3 年後 事後評価

以上